# 雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者選定審査会設置要綱

制定 令和８年５月１日施行　　８都市基調第 68 号

（目的）

第１　雨水流出抑制に資するグリーンインフラの実装拡大及び効果検証を目的として、民間施設にグリーンインフラモデル施設を整備する事業（以下、「GI モデル事業」という。）の協力者（以下、「事業協力者」という。）の選定に関する審査を行う審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２ 審査会の所掌事項は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）GI モデル事業に申請のあった事業者の中から事業協力者に適した者を審査し、選定することに関する事項。

（２）事業協力者の審査、選定基準に関する事項。

（３）その他 GI モデル事業の事業協力者の審査に関し、委員長が必要と認める事項。

（委員組織）

第３ 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

２ 委員長は、都市整備局都市基盤部長をもって充てる。

３ 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

＜第１回選定審査会／募集要項及び事業協力者決定基準の策定に当たっての審議＞

委 員 長　都市整備局 都市基盤部長

委　　員　都市整備局 総務部企画技術課長

都市整備局 都市基盤部調整課長

都市整備局 都市基盤部施設計画担当課長

＜第２回選定審査会／申請事業者の提案書等の審査＞

委 員 長　都市整備局 都市基盤部長

委　　員　都市整備局 総務部企画技術課長

都市整備局 都市基盤部調整課長

都市整備局 都市基盤部施設計画担当課長

外部委員　学識経験者３名

４ 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

５ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員以外の出席）
第４　審査会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。
２　委員は、やむを得ない事情により審査会に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができる。
３　代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が定める者とする。

（委員委嘱期間）
第５　委員の委嘱期間は、委員委嘱の日から令和９年２月末日とする。

（会議の招集）
第６　審査会は、委員長が招集する。
２　審査会は、対面、オンライン、対面とオンラインの併用又は書面により開くことができる。

（意見の聴取）
第７　審査会は第２条２及び、第３条１＜第１回技術審査会＞の調査及び審議を行おうとするときは、外部委員３名の意見を聴くものとする。
２　前項に掲げる事項以外でも、審査会が必要と認めるときは、審査会において、外部委員から直接意見を聴くことができるものとする。

（謝礼金の支払）
第８　都市基盤部長は、委員に対し、謝礼金を支払うことができる。

（禁止事項）
第９　委員は、審査会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
２　委員は、審査の公正性を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

（庶務）
第 10　審査会の庶務は、都市整備局都市基盤部調整課において処理する。

（雑則）
第 11　この設置要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表１

（行政委員）

| | |
|---|---|
| ◎委員長 | 東京都都市整備局都市基盤部長 |
| 委員 | 東京都都市整備局総務部企画技術課長 |
| 委員 | 東京都都市整備局都市基盤部調整課長 |
| 委員 | 東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長 |

（外部委員：学識経験者）

| | | |
|---|---|---|
| 委員 | 朝日　ちさと | 東京都立大学都市環境学部　教授 |
| 委員 | 二瓶　泰雄 | 東京理科大学創域理工学部　教授 |
| 委員 | 福岡　孝則 | 東京農業大学地域環境科学部　教授 |

（事務局）

東京都都市整備局都市基盤部調整課